導入促進基本計画

1　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和２年の国勢調査結果によると、坂城町の人口総数は 14,004 人（内訳：男性 6,909 人／女性が 7,095 人）であり、うち就業人口は 7,182 人（内訳：男性 4,025 人／女性 3,157 人）である。平成 12 年（2000 年）以降は人口減少が続いており、今後も人口減少が予想されている。また、年齢別の構成比としては、年少人口・生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加しており、少子高齢化が進行している。

当町は、戦中戦後の企業誘致施策が奏功し、高度経済成長期を経て、樹脂成型、金属加工を中心とした製造業集積地として広く認知され、町の基幹産業として成長を遂げた。その裏付けとして、令和３年経済センサス活動調査及び令和２年工業統計調査によると、町内の事業所総数 642 事業所のうち製造業が 208 事業所、従業者総数 8,928 人のうち製造業従業者数が 6,187 人となっている。また、製造品出荷額等は約 2,218 億円であり、長野県下 77 市町村の中で 5 番目に多く、58 町村の中では突出して最も多い。

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画については、制度開始以降、町による周知に加え、町商工会や町内金融機関の後押しもあり、多くの事業所に浸透しており、先端設備等導入計画の策定とそれに基づく税制支援・金融支援を活用して生産性の向上を推進してきた。

昨今では、長引くデフレーションによる価格競争や人口減少に伴う労働力不足などに加え、アジア諸国をはじめとする新興国の台頭により、競争はより激しくなっており、町内の中小企業は予断を許さない状況である。

ついては、今後、ますます付加価値の高い製品の開発や効率の良い生産体制を構築して競争力を高めていく必要があるため、当町としては、引き続き中小企業における生産性の向上を促し、盤石な経営基盤を構築する取組みを支援していく。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内の中小企業者の生産性向上を図る。

これを実現するため、先端設備等の導入計画の認定数は、２年間で４０件を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等の導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

当町の産業は、製造業を中心として多様な産業から構成されているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

当町の産業は、製造業を中心として多様な産業から構成されており、町内全域の中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本計画の対象区域は、当町の全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

当町の産業は、製造業を中心として多様な産業から構成されているため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- 人員削減を目的とした先端設備等導入計画については、認定の対象としない。
- 雇用の安定に配慮すること。
- 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- 健全な地域経済の発展に配慮すること。
- 町税等を滞納している者を除く。